

## 平成 27 年度社会教育関係団体への補助金交付について

(単位：千円)

課名	補助金交付団体	補助金額（( ) 内は前年度）及び事業内容
生涯学習振興課	千葉県 P T A 連絡協議会	1,400 ( 1,400 ) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ P T A 研究大会</li> <li>・ P T A 広報紙発行事業</li> <li>・ 各種研修会派遣事業</li> <li>・ 広報担当者研修会</li> <li>・ P T A 学級</li> <li>・ ブロック別研修会</li> </ul>
	千葉ユネスコ協会	23 ( 23 ) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際理解教育事業</li> </ul>
文化財課	千葉県郷土芸能保存協会	346 ( 346 ) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 後継者養成事業</li> <li>・ 用具補修事業</li> </ul>

## &lt;根拠規定&gt;

## 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）（抜粋）

## （審議会等への諮問）

第 13 条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法<昭和 23 年法律第 120 号>第 8 条に規定する機関をいう。第 51 条第 3 項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。